

豊山町保育園登降園等管理システム導入に係る公募型プロポーザル実施要領

1 公募の趣旨

本町では、保育園における業務のICT化を推進することにより、保護者の利便性を高め、保育士の業務効率化を図ることが、より良質な保育サービスを提供することにつながると考える。そのために必要となる「保育園登降園等管理システム」について、本町に最も適したシステムを導入することを目的として、公募型プロポーザルにより事業者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

豊山町保育園登降園等管理システム導入事業

(2) 業務内容

豊山町保育園登降園等管理システム仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 業務期間

①導入期間 契約締結日から令和4年3月31日

②運用期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

3 提案上限額

4,059,000円

※ システム利用料、インターネット通信料を除く。

4 提案資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 著しい経営不振の状態にある者でないこと。著しい経営不振の状態にある者とは、次の各号いずれかに該当する者とする。

①会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

②民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(4) プロポーザル参加意向申出書の提出期限の日から受注候補者の選定の日

までにおいて、豊山町の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

- (5) 豊山町が行う契約等からの暴力団排除に関する要綱（平成21年豊山町告示第43号）による排除措置を受けていない者であること。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。
- (7) 実施事業を履行するにあたり、法令等で定められた許可、資格及び基準がある場合は、それらの要件を満たすことが確認できる者であること。

5 提出書類等

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

	書類名	様式	部数	提出期限
①	参加表明書	様式1	1部又はメール	12月21日（火）
①-2	同種業務の実績の分かる書類	任意様式	1部又はメール	
②	提案書 ※別記「提案書記載事項」に記載の事項を含め、具体的に提案内容を記載すること（「送付書」以外は任意様式）。	送付書： 様式3 提案書： 任意様式	13部	1月7日（金）
③	業務体制調書	様式4		
④	機能要件一覧（仕様一覧） ※システム概要カタログ等があれば添付してください。	任意様式		
⑤	見積書 ※導入から令和5年3月31日までの消費税込みの金額を記入	任意様式		
⑥	見積書の積算金額 ※導入費と利用料の内訳を記載すること。 ※利用料については、基本料金、オプション料金に分かれている場合は内訳を記載すること。	任意様式		

※提出書類については、豊山町ホームページから入手すること。

(2) 参加意向申出書等 ((1) ①、①-2) の提出

①提出期限：令和3年12月20日(月)午後5時15分(必着)

②提出方法：持参、郵送、メール

③提出先：豊山町役場1階5番窓口福祉課

〒480-0292(所在地記載不要)

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地

豊山町 生活福祉部 福祉課 子育て支援係

jido@town.toyoyama.lg.jp

⑤郵送・メールにより参加意向申出書を受付した場合、参加意向申出書のメールアドレス宛てに豊山町より受領確認のメールを送信する。

⑥参加者の決定

提出された参加意向申出書等により審査を行い、プロポーザルに参加する者を決定する。その結果をメールにより通知する。

(3) 提案書等 ((1) ②~⑥) の提出

①提出期限：令和4年1月7日(金)午後5時(必着)

②提出方法：持参、郵送

③提出先：豊山町役場1階5番窓口福祉課

〒480-0292(所在地記載不要)

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地

豊山町 生活福祉部 福祉課 子育て支援係

④書類の並べ順：「(1) ②~⑥」の番号順に並べたものを1部として、13部提出する。

6 選定スケジュール

	内容	日程
①	プロポーザル公募開始	令和3年12月8日(水)
②	質問受付期限	令和3年12月13日(月)
③	質問に対する回答公表	令和3年12月16日(木)
④	参加意向申出書等提出期限	令和3年12月20日(月)
⑤	提案資格確認結果通知	令和3年12月22日(水)
⑥	提案書等提出期限	令和4年1月7日(金)
⑦	プレゼン・ヒアリング	令和4年1月11日(月) 予定
⑧	審査結果通知	令和4年1月12日(火) 予定

7 質問及び回答

(1) 質問票の提出（電子メールのみ受付）

- ①提出期限：令和3年12月13日（月）午後5時（必着）
- ②提出先：豊山町 生活福祉部 福祉課 子育て支援係
jido@town.toyoyama.lg.jp
- ③提出方法：質問票（様式2）を電子メールで送信
- ④電子メールを送信した後は、電話にて受信確認を行うこと。
- ⑤電子メールを送信する際の表題は「プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

(2) 質問に対する回答

- ①回答期日：令和3年12月16日（木）
- ②回答方法：全事業者にメール
- ③回答にあたり全ての質問を公表するが、質問者の事業者名は公表しない。
また、本プロポーザルの公平性に影響すると思われるものについては回答しないことがある。

8 審査の方法

(1) 審査委員会の設置

豊山町保育園登降園等管理システム導入に係る公募型プロポーザル実施要綱（令和3年豊山町告示第59号。以下「実施要綱」という。）に基づき審査会を設置し、審査を行う。審査委員は7人。

(2) 審査方法

各審査委員が独立して、評価基準に基づき提案の優劣を判定する。その判断に基づく採点の合計により最上位の者を受注候補者に選定する。同点の場合は、選定審査会の協議により選定する。

(3) プレゼン・ヒアリング

提案事業者は、審査会において、提案内容についてプレゼンテーションを実施すること。

- ①実施日：令和4年1月11日（火）予定
- ②開催時間及び開催場所は、別途連絡する。オンラインでのプレゼンテーションも可とする。
- ③出席者：3人以内
- ④方法
 - ア 1者につき30分以内とする。
 - イ 提案内容（デモを含む）の説明が20分以内、残りの時間を質疑応答とする。

⑤提案内容の説明

ア 説明は提出した提案書に基づき行うこととし、追加資料等の配布は認めない。

イ 以下の内容について、画面イメージを含めて提案すること。

- ・業務メイン画面について
- ・登降園管理の操作について（保護者・園）
- ・保護者からの欠席等連絡について（保護者・園）
- ・連絡帳機能について（保護者・園）
- ・情報配信機能について（保護者・園）
- ・行事予定について（保護者・園）

ウ 説明で使用するパソコンについては、提案者で用意すること。（プロジェクター、スクリーンは事務局で用意する。）

⑥質疑応答

ア 審査委員が提案者に対し、質問をする。

イ 質問に対する回答は、出席者の誰が行ってもよい。

⑦その他

ア プレゼン・ヒアリングは非公開とする。

イ プレゼン・ヒアリングを行う順番は、参加意向申出書の受付順とする。

(4) 審査基準

提案書の評価項目、評価の着目点及び配点は、実施要綱別表第2のとおりとする。なお、提案者の数が1である場合においても審査を行うものとする。

9 審査結果の通知、公表

審査完了後、提案者全てに対し結果を通知する。また、選定結果を豊山町ホームページで公表する。公表は契約締結後に行う。

10 担当部署との協議

受注候補者は、詳細について担当部署と協議を行う。協議に際して、受注候補者は誠実に協議に応じなければならない。

11 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、本要領等を熟読し、これを遵守すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、本要領等の内容や審査決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。また、提出された提案書等は返却しない。

- (4) 受注候補者と決定された者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容を協議した上で当該業務を委託する相手方を決定するので、受注候補者の決定をもって提案者の企画提案内容を全て了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (5) 受注候補者が契約締結までの手続期間中に失格となった場合又は受注候補者との契約に係る協議が不調となった場合は、次順位受注候補者と契約に係る協議を行う。
- (6) 業務内容、仕様書等の協議が整った上で、豊山町が契約書を作成する。
- (7) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。
 - ①本要領に定める手続き等に適合しない場合
 - ②提出書類に虚偽があった場合
 - ③本プロポーザル公開開始後、審査委員会委員と当該業務に関する接触を求めた場合
 - ④見積書の金額が上限額を超える場合

1 2 事務局

〒480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地

豊山町 生活福祉部 福祉課 子育て支援係

電話：0568-28-0936（直通） E-mail：jido@town.toyoyama.lg.jp

提案書記載事項

	項目	記載内容
1	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園登降園等管理システムに対する基本的な考え方や提案するシステムにより実現可能なことについて
2	操作性・視認性	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの視認性や操作の効率性、操作方法の習得の効率性等について
3	各機能の特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・登園及び降園の管理機能、保護者との連絡機能、保育に関する計画・記録機能の特徴等について ・機能要件一覧に記載する機能を中心に、提案するシステムの特徴等について
4	サポート・保守体制	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートの基本的な考え方、サポート体制、内容、対応可能な時間、障害時対応等について

※提案書には、上記記載事項は記載すること。